

19新農第1113号  
平成20年2月1日

認定生産調整方針作成者 各位

北陸農政局新潟農政事務所長

### 新潟県内における過剰作付け解消に向けた取組について

平成19年産米の米価につきましては、米の消費量が年々減少する中で生産調整の実効性が確保できていない等の理由から、作況99でありながら、大幅に下落する異常事態となりました。

このような過剰作付けの状況が改善されなければ、さらに米価が下落し、経営規模の大きい農業者を直撃するばかりでなく、小規模・高齢者を含めて多数の農業者の経営や地域農業・地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

このため、関係機関・団体の連携・協力の下、各機関・団体がそれぞれの役割を果たすことが必要不可欠です。

つきましては、貴者におかれましても、下記により方針参加農業者に対する指導と生産調整未実施者に対する生産調整実施の働きかけをお願いします。

### 記

- 1 方針参加農業者に対し、地域水田農業活性化緊急対策等の生産調整メリット対策を活用して生産数量目標（面積）の範囲内に作付がなされるよう指導をお願いします。
- 2 結びつきのある生産調整未実施者に対し、  
水田経営所得安定対策(旧品目横断対策)及び地域水田農業活性化緊急対策、産地づくり交付金等のメリット対策の説明  
米の消費が減少する中で農業者が一体となって生産調整を実施しなければ、やがては自身の経営に大きな影響を与える大幅な米価下落を引き起こす結果となること等の説明  
等により生産調整実施に向けた働きかけをお願いします。